国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則

国家戦略特別区域法第二十一条第三項の規定による公告は、国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類、当該事項を定める土地の区域及び当該国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧場所について、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附　則

この省令は、国家戦略特別区域法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第三十四号

特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第七十六号）及び特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第九十二号）の施行に伴い、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令

（特別会計に関する法律施行令附則第二十三条の気象その他の条件を定める省令の一部改正）

第一条　特別会計に関する法律施行令附則第二十三条の気象その他の条件を定める省令（昭和四十七年運輸省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「附則第二十三条」を「附則第八十九条の七」に改める。

（港湾関係補助金等交付規則の一部改正）

第二条　港湾関係補助金等交付規則（昭和三十六年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則中第二項及び第三項を削り、第一項の項番号を削る。

第九号様式から第十六号様式までを削る。

（国土交通省の所管に係る無利子の貸付金の貸付けに関する省令の廃止）

第三条　国土交通省の所管に係る無利子の貸付金の貸付けに関する省令（昭和六十二年建設省令第十五号）は、廃止する。

（国土交通省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令の一部改正）

第四条　国土交通省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令（平成十二年総理府
運輸省令第五号）の一部を次のように改正する。
建設省

「（社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定等（社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定及び業務勘定（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百一条第五項第二号ハ及びニの規定に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）及び自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定」を「（自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定及び空港整備勘定」に、「（社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定等及び自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定」を「（自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定及び空港整備勘定」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（港湾関係補助金等交付規則の一部改正に伴う経過措置）

2　この省令の施行前に貸し付けられた第二条の規定による改正前の港湾関係補助金等交付規則附則第二項に規定する貸付金については、この省令の施行後も、なお従前の例による。

（国土交通省の所管に係る無利子の貸付金の貸付けに関する省令の廃止に伴う経過措置）

3　この省令の施行前に貸し付けられた第三条の規定による廃止前の国土交通省の所管に係る無利子の貸付金の貸付けに関する省令に規定する貸付金については、この省令の施行後も、なお従前の例による。

訓　令

○法務省訓令第１号

検事総長
検　事　長
検　事　正

検察庁事務章程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年３月28日

法務大臣　谷垣　禎一

検察庁事務章程の一部を改正する訓令

検察庁事務章程（昭和60年法務省訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第22条第１項中「685人」を「690人」に改める。

別表第８の２を次のように改める。

別表第８の２（第16条の２関係）

地方検察庁	数
東京地方検察庁	1
横浜地方検察庁	1
さいたま地方検察庁	1
千葉地方検察庁	1
水戸地方検察庁	1
宇都宮地方検察庁	1
前橋地方検察庁	1
静岡地方検察庁	1
長野地方検察庁	1
新潟地方検察庁	1
大阪地方検察庁	1
京都地方検察庁	1
神戸地方検察庁	1
大津地方検察庁	1
名古屋地方検察庁	1
津地方検察庁	1
岐阜地方検察庁	1
広島地方検察庁	1
山口地方検察庁	1
岡山地方検察庁	1
福岡地方検察庁	1
熊本地方検察庁	1
鹿児島地方検察庁	1
仙台地方検察庁	1
福島地方検察庁	1
札幌地方検察庁	1
高松地方検察庁	1

別表第９の２を次のように改める。

別表第９の２（第20条関係）

地方検察庁支部
東京地方検察庁立川支部
福岡地方検察庁小倉支部

附　則

この訓令は、平成26年４月１日から施行する。

告　示

○内閣府告示第十七号

国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年内閣府令第二十号）第一条第一号ロ⑴の規定に基づき、国家戦略特別区域法施行規則第一条第一号ロ⑴の内閣総理大臣が定める要件を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

国家戦略特別区域法施行規則第一条第一号ロ⑴の内閣総理大臣が定める要件

1　国家戦略特別区域法施行規則（以下「規則」という。）第一条第一号ロ⑴の内閣総理大臣が定める要件は、次のとおりとする。

一　当該事業実施計画が次のいずれにも該当する法人が実施しようとする事業に係るものであること。

イ　特定多国籍企業（我が国において新たに規則第一条第一号ロ⑴に規定する事業（以下「統括事業」という。）を行うため、当該統括事業を行う法人を設立しようとする当該特定多国籍企業に限り、その親法人等が既に我が国において当該統括事業を行っている場合における当該特定多国籍企業を除く。）により我が国において設立される法人（当該法人が統括事業を実施するために必要な施設の整備及び高度な知識又は技術を有する人材の確保その他の措置を行うため